

広島県企業局訓令第一号

広島県公営企業部損失補償事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月一日

広島県公営企業管理者 桂 木 弘 二

広島県公営企業部損失補償事務取扱規程の一部を改正する規程

広島県公営企業部損失補償事務取扱規程（平成元年企業局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島県企業局損失補償事務取扱規程

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。